

食品などの放射性物質検査結果（平成25年 7月実施分）

- 検査場所：下仁田町保健センター（測定室）
- 検査機器：ヨウ化ナトリウムNaI(Tl)シンチレーターを用いたシンチレーション検出器（型式 ATOMTEX AT 1320C）
- 検査対象：
 - ・町内で生産された農畜林水産物
 - ・市販品を除く、町内で消費される食品
 - ・町内にある井戸の水（水道水以外）
 - ・町内で農産物を栽培した土地の土壌
- 基準値：一般食品の場合：放射性セシウム（セシウム134とセシウム137）の合計値で100Bq/Kg以下
 - ※ 飲料水・牛乳・乳児用食品は対象外です。
 - ※ 畑の土についての基準は示されていません。
- 注意事項：
 - ※1 下表「検査結果」で「不検出」とは検出限界値未満のことです。
 - ※2 下表「検査結果」の（ ）内に検出限界値を記載しています。
 - ※3 検出限界値とは、その測定において検出できる最小値であり、機器に充てんできる検査食材の密度などにより、同じ食材であっても検体ごとに検出限界値は変化します。
 - ※4 飲料水以外の井戸水等については、検出限界値が10Bq/Kg未満になるよう測定時間を調整しています。

検査結果(平成25年 7月度)

[illegible]